

北朝鮮の弾道ミサイル等の発射に抗議する決議

11月21日、北朝鮮は、我が国を含む関係各国が自制を強く求めてきたにもかかわらず、再び弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。発射された1発は複数に分離し、そのうちの一つは沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下したものと推定されている。

北朝鮮はこれまでも弾道ミサイル等を繰り返し発射しており、これら一連の発射は国際社会の平和と安全を脅かす重大な挑発行為である。特に、日本列島上空を通過させる形での発射は、市民生活の安心と安全を脅かす行為として断じて容認できるものではない。また、このような発射は、衛星打ち上げを目的としたものであったとしても、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁止している国連安全保障理事会決議に違反するものであり、断固として非難する。

よって、名古屋市会は、恒久平和を実現し、市民の生命と財産を守る立場から、北朝鮮に対し厳重に抗議するとともに、核・ミサイル・拉致問題といった諸懸案の包括的な解決に向け具体的な行動をとるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月6日

名 古 屋 市 会